新型コロナウイルス感染予防対策取組に対する支援

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、感染予防対策に取り組む事業所や店舗に対して感染予防対策取組<u>事業所支援金</u>を交付します。すでに実施している飲食店への支援制度を**事業所や店舗にも拡充しました**。

- ◆交 付 額 1事業所につき3万円 (複数店舗等の申請も可能です)
- ◆申請期限 令和4年3月31日まで ※申請の受付は、当日消印有効とします。
- ◆申請方法

申請書に次の書類を添えて、「下野市役所 商工観光課」あて郵送してください。 ※差出人の住所と氏名を、必ずご記載ください。

◆交付条件

- (1) 市内に事業所や店舗をお持ちの方。 飲食店とは申請書類が異なりますのでご注意ください。
- (2) 新型コロナウイルス感染予防対策に取り組んでいること。
- (3) 事業を継続する予定であること。
- (4) 市税及び公共料金を完納していること。
- (5) 次に該当しないこと。
 - ・性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
 - ・政治団体、宗教上の組織若しくは団体
 - ・その他、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと本市が判断する者

◆申請書類

- (1) 感染予防対策取組事業所支援金交付申請書(様式第1号)
- (2) 直近の確定申告書の写し(個人事業主)または、前事業年度分の法人事業概況説明書の写し (法人)
- (3)誓約書(様式第2号)
- (4)事業所の外観(看板や屋号が書かれた表札などがわかるもの)・消毒液やパーテーション設置などの感染予防対策取組の様子・栃木県の「新型コロナ感染防止対策取組宣言運動」の事業者向け「感染防止対策取組宣言書(別紙)」を掲示していることがわかる写真
- (5) 感染予防対策取組事業所支援金交付請求書(様式第4号)

◇注意事項

- (1) 当該支援金に係る立入検査を実施することがあります。
- (2) 検査の結果、上の条件に適合しないときは是正の指示や交付決定の取り消し、支援金の返還を求めることがあります。

◆問い合わせ・郵送先

下野市商工観光課

232-8907

〒329-0492 笹原 26 番地

下野市長		様				
			住所			
			事業所	名・代表者名		
下野市新雪	型コロナウ	イルス感染	∸予防対策	取組事業所え	支援金交 付申請	書
下野市新型コる支援金を交付					金交付要綱第	5条によ
事業所の軒数	と所在地					
①軒数	軒					
②住所						
添付書類	□ 誓約	內書(様式 負	——— 第2号)			
	□ 直流	丘の確定申令	告書の写	し(個人事業	注)または、	前事業年
	度	分の法人事	業概況説	明書の写し	(法人)	
	□事	業所等の外額	観・感染 ⁻	予防対策取組	の様子・栃木	県の「新
	型:	コロナ感染	防止対策	取組宣言運動	り」の事業者向	け「感染
	防」	止対策取組2	宣言書」	の掲示がわか	る写真	

交付決定後 □ 感染予防対策取組事業所支援金交付請求書(様式第4号)

誓 約 書

私は、	下野市	i新型コロナ	ウイルス感	染予防対策	取組事業	所支援金	の交付を	:申請
するに当	iたり、	下記の内容	について誓	約します。				

記

- 1 申請条件を満たしています。また、業種別ガイドラインに沿った感染防止対策を実施しています。
- 2 下野市から検査、又は報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- 3 市税及び公共料金等の納入状況について確認されることに同意します。

以上

年 月 日

下野市長 様

住所	
生力	
事業所名・代表者名	
	(P)
連絡先電話番号	

様式第4号(第7条関係)

下野市長	様		
		住所	
		事業所名・代表者名	
			(II)

下野市新型コロナウイルス感染予防対策取組事業所支援金交付請求書

年 月 日付下野市指令 第 号により額の決定通知のあった下野市新型コロナウイルス感染予防対策取組事業所支援金を下記により請求します。

記

1 交付決定金額 金 円

2 請求金額 金 円

3 口座振替払の振込先金融機関等の名称及び口座番号

金融機関等の名称	口座番号	口 座 名 義 (ふりがな)
銀行 信用金庫 信用組合 農協	普通 · 当座	(ふりがな)
支店		



新型コロナ感染防止対策 取組宣言

当事業所は、感染防止対策として、次の取組を行っています。

- 1 社会的距離の確保
- 2 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底
- 3 施設の衛生管理・換気の徹底
- 4 その他業種別ガイドラインに沿った感染防止 対策の実施

具体的な取り組み・

施設名

「新型コロナ感染防止対策 取組宣言」運動の展開

県では、第2波に備え、感染防止対策に取り組みながら、社会経済活動の本格展開を図るため、各業界団体と連携した感染防止対策を徹底する取組と、各事業者の参加による感染防止対策の「見える化」の取組を、県民運動として展開する。

県内業界団体

- ① 県が、業界ごとの「感染防止対策取組宣言書 (例)」を作成し、通知及び県HP等を通じて 各業界団体に「<mark>感染防止対策取組宣言</mark>」の実施 を呼びかけ
- ② 賛同する各業界団体は、県の作成した「<mark>感染</mark> 防止対策取組宣言書」に、独自の取組を書き加 え、県に提出
- ③ 県は、業界団体ごとの宣言書を県HPに掲載 し、その取組をPR
- 4 各業界団体は、「宣言書」を団体事務所等に 掲出するとともに、各会員等へ普及、支援

県内事業者等

- ① 県が、各事業者に取り組んでいただきたい 基本的な取組項目を設定し、各業界団体及び 県HP等を通じて周知
- ② 各事業者は、基本的な取組項目に、各業界対体のガイドラインや取組宣言等に沿った具体的な取組を書き加え、「取組宣言書」と「ステッカー」を各事業所(店舗)に掲出し、取組をPR

連携・協力

新型コロナ感染防止対策取組宣言 ◆当団体は、感染防止対策として、次の取組を推進します。 1 社会的距離の確保 > 社会の無差を得した事素の影響 > 人は第、周内において、開発の人との社会的影響を得つよう表示・周知 > 対策する場所にどニー人の一クン場を影響 2 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底 2 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底 > 常春等に対し、マスの書間及び手造い(手指消毒)を呼びかけ 3 肌を分差とについて重要起と 3 施設の青生管理・機気の徹底 > 大車での料理の経費に、馬車を対ちあるのの点音景の呼びかけ 3 施設の青生管理・機気の徹底 > 大車での料理の提供は避ける > 原来・ブル・塩と人民用する場面、料用設算・機料等の消毒 > 地大車についてはまると > アルーランル・塩と人民用する場面、料用設算・機料等の消毒 > 地大車に合いてはまると > 下車、デーブル・塩と人民用する場面、料用設算・機料等の消毒 > 地大車にそる後来、北北ドアや原の機能による後来、とは、サール・電子のは後には近ける - での他業種別ガイドラインに沿った感染防止対策の実施 その他教育の数据

上記の内容を当団体会員等へ普及し、取り組みを支援します。

年 月 日 団体名



県民運動として展開

新しい生活様式の定着

感染拡大の防止と社会経済活動の本格化の両立



新型コロナ感染防止対策 取組宣言

当事業所は、感染防止対策として、次の取組を行っています。

- 1 社会的距離の確保
- 2 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底
- 3 施設の衛生管理・換気の徹底
- 4 その他業種別ガイドラインに沿った感染防止 対策の実施

具体的な取り組み一

施設名